

公募型見積合わせ公告

国立大学法人大阪大学において、次のとおり公募型見積合わせ方式に付します。

1. 調達内容

- (1) 調達番号：微001
- (2) 調達件名及び数量：Xenium Analyzer Service Plan-Basic 保守業務 1件
- (3) 請負期間：令和8年4月1日から令和9年3月31日
- (4) 保守の場所：国立大学法人大阪大学微生物病研究所ゲノム解析室

2. 見積参加資格

- (1) 国立大学法人大阪大学契約規則第7条及び第8条の規定に該当しない者であること。
- (2) 本学と取引実績のある者であること。

3. 見積書の提出場所等

- (1) 見積書の提出場所、契約条項を示す場所、仕様書の配布場所、国立大学法人大阪大学公募型見積合わせ方式参加者心得の交付場所及び問合せ先
〒565-0871 大阪府吹田市山田丘3-1
国立大学法人大阪大学 微生物病研究所会計係
電話 06-6879-8271
- (2) 仕様書の入手方法
本公告の日から上記3(1)の交付場所にて交付します。
- (3) 国立大学法人大阪大学公募型見積合わせ方式参加者心得の入手方法
本公告の日から上記3(1)の交付場所にて交付します。また、インターネットにより本学ホームページにアクセスし、参加者心得を出力することもできます。
- (4) 見積書提出期限
令和7年12月25日17時15分

4. その他

- (1) 契約保証金 免除
- (2) 契約書作成の要否 要
- (3) その他詳細は、国立大学法人大阪大学が定めた「国立大学法人大阪大学公募型見積合わせ方式参加者心得」および「製造請負契約基準」に定めています。

仕 様 書

請負の表示

Xenium Analyzer Service Plan - Basic 保守業務 1件

一 般 事 項

保守点検装置名 米国10x Genomics社製 Xenium Analyzer 1台
S/N: XETG00263
保 守 の 場 所 吹田市山田丘3番1号
国立大学法人大阪大学微生物病研究所ゲノム解析室
請 負 期 間 令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。
契 約 事 項 契約の細目は別冊の国立大学法人大阪大学が定めた製造請負契約基準を準用するものとする。
請負代金の支払 請負代金は請負の完了確認後、当該月の翌々月末までに支払うものとする。

特 記 事 項

- 1、保守によりXenium Analyzerが常に良好な性能を維持するよう受注者の責任において保守・保全を行い、障害発生時の緊急修理、リモート診断を行うものである。
- 2、受注者は、発注者からXenium Analyzerの故障発生等の連絡があった時は速やかに対応するものとする。
- 3、保守業務に係るオンサイト基本費用、技術料金は本保守契約にすべて含む。
- 4、部品の交換が必要な場合、交換前に本学担当者と事前打ち合わせを行い、決定し、修理、部品交換を行うものとする。
- 5、定期点検年2回の実施を含む。実施時期については発注者・受注者において協議の上定めるものとする。
- 6、受注者は、保守を行ったときは、その都度「報告書」を本学担当者に提出するものとする。この「報告書」には、次の各号の事項について記入するものとする。

ア 各部の異常の有無

イ 部品の交換があったときは、その品名及び数量

ウ 修理を行ったときは、その詳細

エ 当該保守の対象以外に処置しなければならない事項

この報告書は電子媒体にて作成し、本学担当者に電子メールにて提出するものとする。

- 7、保守に必要な機器等については、受注者が準備する。但しメンテナンスを行うにあたり必要な電力、試薬等（10x Genomics社製品は除く）は発注者が提供する。
- 8、保守は、原則として土曜日、日曜日、祝日、年末年始（12月29日～1月3日）を除く月曜日から金曜日までの9時00分から17時15分までに行うものとする。ただし、本学担当者の承認を受けたときはこの限りではない。
- 9、次に定める事項は、保守の適用除外とする。

- ・天災・火災・水害等により発生した故障
- ・発注者の故意または過失により発生した故障
- ・各所要設備（電気、ガス等）の不備による故障
- ・装置制御用コンピュータのネットワーク環境に関する故障
- ・装置のオーバーホール
- ・試薬類（装置故障にともなう試薬補填は除く）
- ・移設作業
- ・無停電電源装置、エアコンプレッサー

10、本仕様書に明記なき事項について疑義が生じたときは、その都度双方協議して定めるものとする。

第2号様式

見 積 書

調達番号：微001

調達件名：Xenium Analyzer Service Plan-Basic 保守業務 1件

見 積 金 額 金 円也

国立大学法人大阪大学が定めた製造請負契約基準を熟知し、仕様書及び公募型見積合わせ方式参加者心得を承諾の上、上記の金額によって見積します。

令和 年 月 日

国立大学法人大阪大学 殿

住 所
会 社 名
氏 名
電話番号

[印]

- 1 見積金額は、消費税額及び地方消費税額を除いた金額を記載してください。
- 2 見積書の日付は、提出日を記載してください。
- 3 本学が見積公告【2. 見積参加資格（1）（2）】以外に見積参加資格を示した場合、それを有しているかどうか証明するための書類を見積書に添付してください。

請負契約書（案）

請負の表示 Xenium Analyzer Service Plan-Basic 保守業務 1件
請負代金額 金 円也（うち消費税額及び地方消費税額 円）

上記の消費税額は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき、請負代金額に110分の10を乗じて得た額である。

発注者 国立大学法人大阪大学微生物病研究所 所長 飯田 哲也と受注者 との間において、上記の請負業務（以下「業務」という。）について、上記の請負代金額で次の条項によって請負契約を結ぶものとする。

- 第1条 受注者は、別紙の仕様書に基づいて、業務を行うものとする。
第2条 受注者は、業務を行う上で知り得た発注者に関する事項を他に漏らし、又は他の目的に使用してはならない。
第3条 業務は、国立大学法人大阪大学微生物病研究所において、これをするものとする。
第4条 請負期間は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。
第5条 保守完了報告書は、国立大学法人大阪大学微生物病研究所会計係に提出するものとする。
第6条 請負代金は、業務の完了確認後、当該月の翌々月末までに支払うものとする。
第7条 請負代金の請求書は、国立大学法人大阪大学微生物病研究所会計係に送付すべきものとする。
第8条 契約保証金は免除する。
第9条 受注者の故意又は過失により、発注者の建物・設備・装置を損傷させた場合は、その損傷について、受注者は賠償の責を負うものとする。
第10条 この契約についての必要な細目は、別冊の国立大学法人大阪大学が定めた製造請負契約基準を準用するものとする。
第11条 この契約について、発注者と受注者との間に紛争を生じたときは、発注者所在地の所轄裁判所の裁決により、これを解決するものとする。
第12条 この契約に定めのない事項について、これを定める必要がある場合は、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

上記契約の成立を証するため発注者及び受注者は、次に記名し、印を押すものとする。
この契約書は2通作成し、双方で各1通を所持するものとする。

令和7年 月 日

発注者
大阪府吹田市山田丘3番1号
国立大学法人大阪大学微生物病研究所
所長 飯田 哲也

受注者